

資料編

- 資料 1 子どもの読書に関するアンケート結果・・・・・・・・・・1
- 資料 2 子どもの読書活動の推進に関する法令・・・・・・・・・・11
- 資料 3 三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱・15

「子どもの読書に関するアンケート」結果

1. 調査の目的

三好市子どもの読書活動推進計画の策定にあたり、市内の子どもの読書活動の現状を把握し、当計画の参考資料とするため実施しました。

2. 調査対象

三好市内の小学生・中学生の生徒
上記児童、生徒の保護者

3. 調査期間

平成26年9月10日～平成26年10月10日

4. 回収結果

【児童・生徒】

対 象	対象者数	回収数	回収率
1～2年生	314	313	99.6%
3～6年生	698	694	99.4%
中学生	617	591	95.8%
計	1,629	1,598	98.1%

【保護者】

対 象	配布数	回収数
保護者数	1,305	1,122

※保護者については、重複して調査票が配布された方もいると考え、回収率は算出していません。

子どもの読書に関するアンケート（児童・生徒全体）

1598件

設問1：本を読むのが好きですか？（マンガは除く）

	回答数	割合（％）
好き	1149	71.9
きらい	443	27.7
無回答	6	0.4

設問2：（1）の質問で「好き」を選んだ理由は何ですか？（複数回答可）

	回答数
昔読み聞かせをしてもらった	197
学校での図書時間	544
友達が読んでいたから	124
親が本を読んでいたので	116
その他	207
無回答	13

設問3：（1）の質問で「嫌い」を選んだ理由は何ですか？（複数回答可）

	回答数
テレビやゲームマンガ雑誌の方が好き	273
勉強やスポーツ・部活などで忙しい	109
読みたい本がない	140
本が嫌いだから	53
その他	17
無回答	13

設問4：本をおもにどこで読みますか？（複数回答可）

	回答数
学校の教室	1229
学校の図書室	421
市の図書館（中央図書館・井川図書館）	293
自分の家	1128
友達の家	86
公民館の図書室（三野・山城・西祖谷・東祖谷）	61
その他	25
無回答	26

設問5：休み時間に学校の図書室に行くことがありますか？

	回答数	割合（％）
よく行く	153	9.6
ときどき行く	978	61.2
行かない	450	28.2
無回答	17	1.1

設問6：図書館（中央・井川図書館）へ行くことがありますか？

	回答数	割合（％）
よく行く	135	8.4
ときどき行く	587	36.7
行かない	846	52.9
無回答	30	1.9

設問7：この1か月間に本を何冊くらい読みましたか？

	回答数	割合 (%)
10冊以上	437	27.3
6～9冊	230	14.4
3～5冊	443	27.7
1～2冊	372	23.3
読まなかった	100	6.3
無回答	16	1

設問8：自分が読みたい本をどのように手に入れますか？（複数回答可）

	回答数
家族に買ってもらう	842
自分で買う	763
友達に貸してもらう	217
図書館で借りる	464
学校の図書室で借りる	728
公民館の図書室で借りる	10
手に入れない	65
その他	46
無回答	17

子どもの読書に関するアンケート（小学1～2年生）

313件

設問1：本を読むのは好きですか？

	回答数	割合 (%)
好き	262	83.7
嫌い	51	16.3
無回答	0	0

設問2：本をおもにどこで読みますか？（複数回答可）

	回答数
教室	244
学校の図書室	101
図書館（井川・池田）	81
家	259
友達の家	20
公民館の図書室 （三野・山城・西祖谷・東祖谷）	19

設問3：休み時間に学校の図書室に行くことがありますか？

	回答数	割合 (%)
良く行く	39	12.5
ときどき行く	205	65.5
行かない	67	21.4
無回答	2	0.6

設問4：図書館へ行くことがありますか？

	回答数	割合 (%)
良く行く	49	15.7
ときどき行く	108	34.5
行かない	146	46.6
無回答	10	3.2

設問5：この1か月間に本を何冊くらい読みましたか？

	回答数	割合 (%)
10冊以上	187	59.7
6～9冊	46	14.7
3～5冊	41	13.1
1～2冊	30	9.6
読まなかった	5	1.6
無回答	4	1.3

設問6：自分が読みたい本をどのように手に入れますか？（複数回答可）

	回答数
家族に買ってもらう	185
自分で買う	70
友達に貸してもらう	30
図書館で借りる	125
学校の図書室で借りる	209
公民館の図書室で借りる	10
その他	4
無回答	5

子どもの読書に関するアンケート（小学3～6年生）

694件

設問1：本を読むのが好きですか？（マンガは除く）

	回答数	割合（％）
好き	503	72.5
嫌い	190	27.4
無回答	1	0.1

設問2：（1）の質問で「好き」を選んだ理由は何ですか？（複数回答可）

	回答数
昔読み聞かせをもらった	131
学校での図書時間	317
友達が読んでいたから	68
親が本を読んでいたので	72
その他	100
無回答	6

設問3：（1）の質問で「嫌い」を選んだ理由は何ですか？（複数回答可）

	回答数
テレビやゲームマンガ雑誌の方が好き	129
勉強やスポーツ・部活などで忙しい	45
読みたい本がない	57
本が嫌いだから	33
その他	11
無回答	6

設問4：本をおもにどこで読みますか？（複数回答可）

	回答数
学校の教室	516
学校の図書室	233
市の図書館（中央図書館・井川図書館）	132
自分の家	475
友達の家	40
公民館の図書室（三野・山城・西祖谷・東祖谷）	11
その他	14
無回答	6

設問5：休み時間に学校の図書室に行くことがありますか？

	回答数	割合（％）
良く行く	63	9.1
ときどき行く	446	64.3
行かない	181	26.1
無回答	4	0.6

設問6：市の図書館（中央・井川図書館）へ行くことがありますか？

	回答数	割合（％）
良く行く	65	9.4
ときどき行く	268	38.6
行かない	352	50.7
無回答	9	1.3

設問7：この1か月間に本を何冊くらい読みましたか？

	回答数	割合 (%)
10冊以上	219	31.6
6~9冊	137	19.7
3~5冊	216	31.1
1~2冊	91	13.1
読まなかった	30	4.3
無回答	1	0.1

設問8：あなたは自分が読みたい本をどのように手に入れますか？（複数回答可）

	回答数
家族に買ってもらう	369
自分で買う	278
友達に貸してもらう	45
図書館で借りる	205
学校の図書室で借りる	313
手に入れない	40
その他	35
無回答	2

子どもの読書に関するアンケート（中学生）

591件

設問1：本を読むのが好きですか？（マンガは除く）

	回答数	割合（％）
好き	384	65
嫌い	202	34.2
無回答	5	0.8

設問2：（1）の質問で「好き」を選んだ理由は何ですか？（複数回答可）

	回答数
昔読み聞かせをしてもらった	66
学校での図書時間	227
友達が読んでいたから	56
親が本を読んでいたので	44
その他	107
無回答	7

設問3：（1）の質問で「嫌い」を選んだ理由は何ですか？（複数回答可）

	回答数
テレビやゲームマンガ雑誌の方が好き	144
勉強やスポーツ・部活などで忙しい	64
読みたい本がない	83
本が嫌いだから	20
その他	6
無回答	7

設問4：本をおもにどこで読みますか？（複数回答可）

	回答数
学校の教室	469
学校の図書室	87
市の図書館（中央図書館・井川図書館）	80
自分の家	394
友達の家	26
公民館の図書室（三野・山城・西祖谷・東祖谷）	31
その他	11
無回答	12

設問5：休み時間に学校の図書室に行くことがありますか？

	回答数	割合（％）
良く行く	51	8.6
ときどき行く	327	55.3
行かない	202	34.2
無回答	11	1.9

設問6：市の図書館（中央図書館・井川図書館）へ行くことがありますか？

	回答数	割合（％）
良く行く	21	3.6
ときどき行く	211	35.7
行かない	348	58.9
無回答	11	1.9

設問7：この1か月間に本を何冊くらい読みましたか？

	回答数	割合 (%)
10冊以上	31	5.2
6~9冊	47	8
3~5冊	186	31.5
1~2冊	251	42.5
読まなかった	65	11
無回答	11	1.9

設問8：あなたは自分が読みたい本をどのように手に入れますか？(複数回答可)

	回答数
家族に買ってもらう	288
自分で買う	415
友達に貸してもらう	142
図書館で借りる	134
学校の図書室で借りる	206
手に入れない	25
その他	7
無回答	10

子どもの読書に関するアンケート（保護者）

1122件

設問1：保護者のみなさんは1か月に何冊本を読みますか？（マンガは除く）

※「読まない」を選んだ人は設問6へお進みください。

	回答数	割合 (%)
5冊以上	189	16.8
3～4冊	121	10.8
1～2冊	511	45.5
読まない	266	23.7
無回答	35	3.1

設問2：ご家庭で子どもに本を与えるときどのようにして用意しますか？

（複数回答可）

	回答数
家にある本を渡す	298
本屋さんで買う	675
図書館で借りる	431
知人等から借りる	32
知人等からもらう	55
本は読まない	18
その他	37
無回答	32

設問3：ご家庭で子どもと一緒に本を見たり読んだりすることはありますか？

	回答数	割合 (%)
ほとんど毎日	35	4.1
週に3～4回	27	3.2
週に1～2回	190	22.2
あまりない	573	66.9
無回答	31	3.6

※設問1で「読まない」を選んだ人は回答していません。

設問4：上の質問で「あまりない」を選んだ理由は何ですか？

	回答数
親に時間がないから	125
子どもが本を読みたがらないから	51
本が分からない	3
子どもが自分で読むから	373
その他	20
無回答	11

※複数回答あり

設問5：子どもと市の図書館を利用しますか？

	回答数
月に1回以上	126
年に3～4回	168
年に1～2回	132
あまり行ったことがない	410
無回答	20

※設問1で「読まない」を選んだ人は回答していません。

設問6：子どもが読書をすることは大切だと思いますか？

	回答数	割合 (%)
大切だと思う	963	85.8
まあまあ大切だと思う	122	10.9
それほど大切と思わない	13	1.2
全く思わない	5	0.4
無回答	19	1.7

設問7：子どもの成長には読書が大切だといわれていますがご家庭ではどのようなことをしていますか？（複数回答可）

	回答数
家にたくさんの本をおいている	303
子どもに本を読んであげる	171
親子で一緒に本を読む時間をつくる	157
図書館に連れて行く	314
親と子が本についての話をする	296
何もしていない	360
その他	109

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○学校図書館法

(昭和二十八年八月八日)

(法律第百八十五号)

学校図書館法をここに公布する。

学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(昭三三法一三六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・一部改正)

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かななければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(平九法七六・平一一法一六〇・平一九法九六・一部改正)

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二六法九三・追加)

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(平二六法九三・旧第六条繰下)

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

(平一五法一一七・一部改正、平二六法九三・旧第七条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

(平九法七六・一部改正)

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、三好市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、三好市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、教育次長及び別表第1に掲げる各課等の長をもってこれに充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育次長とし、副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキング部会)

第5条 委員会に、推進計画の原案の調査及び検討をさせるため、ワーキング部会を置く。

- 2 ワーキング部会の部会員は、別表第2に掲げる各課の課長補佐又は係長職（これらの相当職を含む。）で所属長の指名する者1人をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第6条 ワーキング部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会及びワーキング部会の会議は、必要に応じて委員長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会及びワーキング部会の会議は、出席した委員又は部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)
学校教育課
生涯学習・スポーツ振興課
子育て支援課
健康づくり課
保育所
三好市小学校長会
三好市中学校長会
三好市立図書館

別表第2 (第5条関係)
学校教育課
生涯学習・スポーツ振興課
子育て支援課
健康づくり課
保育所
幼稚園
三好郡市小学校教育研究会図書館部会
三好郡市中学校教育研究会図書館教育部会
三好市立図書館